

フランスにおける障害者所得保障制度¹

研究分担者 永野仁美(上智大学法学部教授)

1. はじめに

障害者の中には、労働市場での就労により十分な所得を得ることが困難な者もいることから、障害者に対する所得保障は、フランスにおいても重要な社会政策の1つとなっている。本稿では、フランスにおける障害者所得保障制度の沿革を確認した上で、その概要を紹介し、来年度の最終報告に向けた準備を行うこととする。

2. 所得保障制度の沿革

今日、障害者(*personnes handicapées* 又は *personnes en situation de handicap*)と呼ばれている人々は、古くから公的救済の対象となってきた。フランスにおいて、障害者を対象とする実効性のある公的救済制度が導入されたのは、1905年7月14日の法律によってである。同法は、障害者(*infirmes*)を、知的障害児や不治の病の者、高齢者と同じ制度のもとに置きつつ、公共団体に対し、金銭給付又は施設収容(主として施療院(*hospices*))の形で上記の者らに扶助を提供する厳格な義務を課した。

その一方で、19世紀末から20世紀初頭にかけて、労災や職業病の被害者に対する給付制度も整えられていった。すなわち、1898年4月9日の法律や1919年10月27日の法律により、被災労働者を対象とする治療制度や年金制度が整えられ、彼らに対する救済が開始されることとなった。こうした制度の導入の背景には、産業革命による賃金労働の一般化によって、19世紀末には、障害が「健康な人が一時的又は決定的な労働不能状態に陥る課程」として捉えられるようになっていたことがある。

そして、第一次世界大戦後の1919年には、傷痍軍人や戦争孤児・未亡人に支給される軍人年金の制度も整えられる(1919年4月2日の法律)。1914年から1918年にかけての第一次世界大戦は、多くの戦死者を出すとともに、働くことのできない障害者を数多く生み出した。傷痍軍人や戦争被害者への対応が、政府の重要課題となる中で²、彼らを対象とする年金制度も整えられていった。

さらに、1928年、1930年には、労災や戦争を原因としない、すなわち私傷病を原因とする障害を対象とする年金制度も登場する。労働者を対象とする社会保険制度の登場である。フランスでは、19世紀から20世紀にかけて、老齢や疾病のリスクを保障する自主的な保障組織(共済組合(*sociétés de secours mutuels*)等)が発展してきた。しかし、第一次世界大戦後には、次第にその限界が露呈するようになる。そうした状況の中で、第一次世界大戦の終結により、ドイツの社会保険立法の適用を受けていたアルザス・ロレーヌ地方がフランスへ返還されたことがきっかけとなり、社会保険制度導入の機運が高まることとなった。こうして、被用者を被保険者として、疾病・

¹ 本研究は、令和3年度厚生労働行政推進調査事業補助金(政策科学総合研究事業(政策科学推進研究事業))「公的年金制度の所得保障機能・所得再分配機能に関する検討に資する研究(代表者:山田篤裕)」の一環として実施された。

² 雇用義務制度も、傷痍軍人を対象として、1924年4月26日の法律により創設されている。

障害・老齢・死亡等を保険事故とする社会保険制度が導入されることとなり、労働・稼得能力が3分の2以上減退した被保険者(被用者)に対して障害年金が支給されることとなった(=私傷病障害を対象とする障害年金制度の開始)。

第二次世界大戦後には、社会保険(sécurité sociale)の人的適用範囲の全国民への拡大(社会保障の一般化)が目指されることとなる。しかし、この試みは挫折し、むしろ社会保険の拡大により消えゆくものと考えられた社会扶助の分野において、盲人や重度障害者を対象とする手当制度が整えられていく(1945年7月3日のオルドナンス、1949年8月2日の法律、1953年11月29日のデクレ)。

そうして、1975年6月30日の法律により、従来の手当や給付を再編し、配偶者以外の扶養義務者の所得を考慮にいれない成人障害者手当(AAH)が創設されるに至る。これによって、労災年金や障害年金等の受給資格を持たない障害者を対象として、最低所得保障がなされることとなった。

その後のフランスの障害者施策は、1975年法に基づいて展開されるが、2005年2月11日の法律により新たに障害補償給付(PCH)が創設される。このPCHの創設により、AAHは生活の基本的部分を保障する給付として明確に位置づけられることとなり、PCHが障害の結果生じる特別な費用を保障する役割を担うこととなった。現在もこの役割分担は継続している。

3. 障害年金(Pension d'invalidité)

障害者に対する所得保障の仕組みとしては、まず、社会保険の形態をとる「障害年金」の仕組みがある。フランスでは、障害年金は、疾病保険から支給されることとなっているが³、以下では、被用者(商工業の労働者)を対象とする「一般制度(régime général)」の障害年金の仕組みについて紹介したい⁴。

(1)位置づけ

フランスでは、障害は疾病の延長と捉えられており、障害年金の仕組みは疾病保険の中に組み込まれている。また、障害年金における障害(invalidité)は、労働・稼得能力の減退を指し、障害年金は、労働・稼得能力の減退に対する給付と位置づけられている。

(2)支給要件

障害年金は、以下の要件を満たす場合に支給される。すなわち、

- 疾病保険の被保険者である
- 私傷病の結果⁵、労働・稼得能力が3分の2以上減退している
- 労働の停止又は障害の確認があった月の初日の時点で、12か月以上の被保険者期間がある
- 労働の停止又は障害の確認の前の12か月(又は365日)に少なくとも600時間の労働時間がある、又は、

³ 同じく疾病保険の仕組みの中に障害年金を組み込んでいる国としてスウェーデンをあげることができる。スウェーデンでは、障害年金の仕組みは、2001年の改革で公的年金制度から切り離され、疾病保険の中に位置づけられることとなった。その際、目指されたのは、①経済的な保障と就労自立の促進の間でバランスをとること、②障害年金受給者が自立した生活を送られるようにすることであった。現在、スウェーデンの障害年金制度は、30歳以上64歳未満の者を対象とする傷病補償年金と、30歳未満の者を対象とする活動補償金とで構成されている(研究協力者である中野妙子教授の報告より)。

⁴ フランスの疾病保険は、職域ごとに細分化されており、多数の制度の並存する複雑な構造となっている。

⁵ 業務上の傷病については、労災保険の仕組みが適用される。

SMIC(最低賃金)の2,030倍にあたる賃金に課せられる保険料を納付しているという要件を満たす場合に支給される。このうち、私傷病の結果、労働・稼得能力が3分の2以上減退しているか否かについては、被保険者の残された労働能力、一般的状況、年齢、身体的精神的能力、適性・職業訓練を考慮しつつ、同じ地域圏の同種労働者の標準的な賃金の3分の1を超える賃金を獲得できない場合に、3分の2以上の減退がみられると判断されることとなっている。

具体例：労働の停止が2020年6月10日である場合、障害年金受給権は、次の2つの条件を満たす場合に認められる。

- 2019年6月1日の時点で、社会保険の被保険者である。
- 2019年6月1日から2020年6月1日の間に、600時間以上就労しているか、又は、少なくとも20,808ユーロの報酬に課せられる保険料を支払っている。

(3) 手続き

障害年金の支給手続きは CPAM(初級疾病金庫)が行う。CPAM が障害年金の支給要件を満たすと判断した場合には、CPAM がイニシアティブをとって、障害年金の支払決定を対象者に書留で通知する。このイニシアティブを CPAM がとらない場合、本人が CPAM に対して申請を行うこととなる。

本人が申請を行う場合、申請から2か月以内に通知がなされる。通知がなければ、申請は却下されたものとみなされる。却下決定に不満がある場合には、12か月以内に新規の申請を行うか、CPAM に不服申立をすることになる。

(4) 支給額

障害年金の支給額は、就労が可能か否か、第三者による介護が必要か否かにより異なる。

就労が可能な者は、カテゴリ1に分類され、被保険者期間のうちの賃金(上限月額3,428ユーロ)の高かった10年の平均年収の30%が支給される。就労は不可能だが、第三者の介護を必要としない者は、カテゴリ2に分類され、同平均年収の50%が支給される。最後に、就労が不可能で、かつ、第三者の介護を必要とする者は、カテゴリ3に分類され、同平均年収の50%に加えて、第三者介護加算として同平均年収の40%も支給される。支給額には、最低保障額も設定されている。

表1 障害年金の支給額

カテゴリ	年平均賃金に対する%	最低保障額(月額)	最高額(月額)
カテゴリ1	30%	297.20€	1,028.40€
カテゴリ2	50%	297.20€	1,714.00€
カテゴリ3	50%+40%(第三者介護加算)	1,443.88€	2,860.69€

対象者がどのカテゴリに属するかを決めるのは、CPAM の指定医(médecin-conseil)である。支給決定がなされると、毎月、支給がなされる(例えば、10月の障害年金は11月の初めに支給される)。

なお、カテゴリ2・3に位置づけられることは、自動的に労働不適性(inaptitude)を意味するわけではない。労働不適性は、労働医が確認するものであり、労働医は、カテゴリ2・3の者に対して、一定の条件のもとで働くこと

ができると宣言し得る。

(5)変更・支給停止・消滅

障害年金受給権は、毎年、支払機関(CPAM)により確認される。ただし、就労している場合は、3 か月ごとに確認がなされる。

障害の状態が悪化した場合には、悪化がみられた月から CPAM によりカテゴリーの見直しが行われる。CPAM が要請した診察を受けなかった場合には、支給は停止又は失権することとなる。他方、障害の状態が改善した場合は、同じカテゴリーに属する労働者の標準的な報酬の 50%を超える収入を得られるようになった場合に⁶、次の決定がなされうる。すなわち、

－状態の改善が恒久的であると CPAM が判断する場合、受給権は消滅

－状態の改善が恒久的ではないと CPAM が判断する場合、支給停止

である。ただし、治療を受けている場合や、研修・職業訓練等を受けている場合は、障害年金の 50%までの範囲で一部受給をすることができる。また、障害の状態が改善し、他のカテゴリーに該当することが証明された場合には、CPAM により新しいカテゴリーに従って年金支給額が見直される(CPAM による決定の日から)。

(6)老齢年金との関係

原則として、老齢年金の受給可能年齢(62 歳)になると、老齢年金受給可能年齢に達した日の翌月の 1 日以降、老齢年金を受給することになる。老齢年金の受給開始年齢になっても就労している場合には、老齢年金の請求をするまで障害年金を受給できる。満額年金を受給できる年齢に達すると、障害年金は自動的に老齢年金に切り替わる。

表2 満額年金を受給できる年齢

生年	自動的に満額年金を受給できる年齢	満額年金の受給に必要な被保険者期間
1954 年	66 歳7か月	165 四半期(41 年 3 か月)
1955 年～1957 年	67 歳	166 四半期(41 年 6 か月)
1958 年～1960 年	67 歳	167 四半期(41 年 9 か月)
1961 年～1963 年	67 歳	168 四半期(42 年)
1964 年～1966 年	67 歳	169 四半期(42 年 3 か月)
1967 年～1969 年	67 歳	170 四半期(42 年 6 か月)
1970 年～1972 年	67 歳	171 四半期(42 年 9 か月)
1973 年以降	67 歳	172 四半期(43 年)

ただし、次の条件を満たす場合は、老齢年金の受給可能年齢に達した後も 6 か月間は障害年金を受給することができる。すなわち、

⁶ 就労の再開等により所得が増えた場合、すなわち、連続する2四半期にわたり、労働の停止前に受け取っていた四半期の平均賃金額を上回る所得を得られるようになった場合は、障害年金は支給停止となる。

<https://www.service-public.fr/particuliers/vosdroits/F14946>

－年金受給可能年齢に達したときに、失業中であった

－その年に先立つ6か月の間に、就労していた

場合である。この6か月の間に雇用を見つけられた場合は、老齢年金の請求をするまで障害年金を受給することができるが、見つけられなかった場合は、老齢年金に切り替わる。

4. 成人障害者手当(AAH: Allocation aux adultes handicapés)

生まれながらにして障害があるなど、社会保険の仕組みから障害年金を受け取ることができない者もいる。そうした者を念頭に、フランスでは、障害年金とは別に、税財源の所得保障給付(成人障害者手当(AAH))も用意されている。

(1)位置づけ

AAH は、障害者を対象とする、「最低所得保障給付」として位置づけられている。他の給付が支給されない場合、あるいは、他の給付が AAH 満額よりも少ない場合に補足的に支給される点に特徴がある。

(2)支給要件

AAH は、以下の要件を満たす者に対して支給される。

－20歳以上の成人である。

* 家族手当の受給要件を満たさなくなった場合には、16歳以上20歳未満の者にも支給される。

－障害率が80%以上である。

* 障害率が50%～80%の者であっても、1年以上にわたり、雇用へのアクセスが実質的永続的に困難であると CDAPH により認定された者に対しても支給される。また、障害率認定にあたっては、認定基準(Guide-barème pour l'évaluation des déficiences et incapacités des personnes handicapées)が参照される。

－以下の住所要件を満たしている。

* フランス国籍保有者については、フランス本国、海外県(Guadeloupe、Guyane、Martinique、La Réunion、Saint-Barthélemy、Saint-Martin、Saint-Pierre-et-Miquelon)に住んでいる。

* EU 国籍保有者については、フランスに3か月以上居住している(職業活動をしている場合は、3か月要件は不要)。

* その他の外国人については、フランスに3か月以上居住しており(職業活動をしている場合は、3か月要件は不要)、在留資格(更新手続き中も可)も有している。

－以下の所得要件を満たしている。

* 本人及び配偶者(法律婚、事実婚、PACS)の所得が、次の額を超えない。

表3 所得要件

扶養する子の数	一人暮らし	カップル
0	10,843€	19,626€
1	16,265€	25,048€
2	21,686€	30,469€
3	27,108€	35,891€
4	32,530€	41,313€

なお、考慮される収入には、給与、不動産・動産収入、農業収益、その他が含まれ、不動産収入以外は一定額が控除される。また、養育費や高齢者の受入費用、高齢者(65歳以上)や障害者を対象とする税額控除分も収入から差し引かれる。AAH 受給者でない配偶者の収入については、5000€(扶養する子一人につき 1400€がプラス)が控除される。

(3) 手続き

AAH を受給したい者は、住所地の MDPH(県障害者センター)に申請書を提出しなければならない。申請書が提出されると、MDPH 内に設置された障害者権利自立委員会(CDAPH)⁷が、通常、4 か月以内に支給の有無を決定する。4 か月以内に返答がない場合は、請求は却下されたものとみなされる。

(4) 支給額

AAH の支給額は、満額で月額 919.86€である(2022 年 4 月現在)。障害年金や老齢年金、労災年金などを受給する場合は、919.86€との差額が支給され、就労所得がある場合は、所得に応じて支給額の調整がなされる(下記囲みを参照のこと)。なお、施設入所等をして 60 日が経過すると、原則として、その月の初日から支給額は満額の 30%となる。

就労所得がある場合の AAH の計算

1. 労働市場で働いている場合

- ・就労を開始した場合、6 か月間の収入は、収入認定されない。
- ・6 か月を過ぎると、控除後の収入と AAH 満額との差額が支給される。

表4 就労所得の控除率

月の総賃金	控除率	AAH の計算に際し考慮される所得
493.68€まで	80%	CAF(家族手当金庫)は月の総賃金の 20%を考慮
493.68€を超える場合	40%	CAF は、月の総賃金の 60%を考慮

⁷ CDAPH は、AAH の支給決定のほか、障害補償給付(PCH)の支給決定や障害労働者認定等を行う。23 名の委員で構成され、その 3 分の1は障害者団体の代表でなければならないとされている(社会福祉・家族法典 L.241-5 条)。

2. ESAT で働いている場合

・保障報酬(最低賃金(SMIC)の55.7%~110.7%)

*ESATの最低負担分はSMICの5%で、ESATが5%から20%の負担を行うとき、国はSMICの50.7%を負担する。その後は、ESATの負担分が1%増えるごとに、国が負担する部分は0.5%ずつ差し引かれることになる。

・AAHと保障報酬の合計額が、以下の額を超えてはならない。

—一人暮らしの場合:1,645.58€

—カップルの場合:2,139.26€

—カップルで、子ども又は扶養する親・祖父等が一人いる場合;2,386.10€

・合計額が、上記の額を超える場合、AAHは減額される。

表5 保障報酬の控除率

保障報酬(ESAT 負担分)	控除率	AAHの計算に際し考慮される所得
SMICの0.54~1.09 未満€	3.5%	96.5%
SMICの1.09~1.63 未満€	4%	96%
SMICの1.63~2.17 未満€	4.5%	95.5%
SMICの2.17~5.43 未満€	5%	95%

(5)有効期間

AAHの支給には、障害の状態に応じた有効期間がある。障害率が80%以上で、恒久的障害を有する場合は、無期限で支給されるが、障害が非恒久的な場合は、1年から10年の有効期間が設定される。障害率が50~79%の場合の有効期限は、1年から2年であるが、期間中に障害及び雇用へのアクセスに対する実質的永続的制限が改善しえない場合は、5年まで延長可能である。

(6)退職年齢に達した場合のAAHへの権利

退職年齢に達した場合は、高齢者を対象とする最低所得給付との支給調整が行われる。障害率が80%以上の場合は、AAHを満額で受給するか、又は、高齢者連帯手当(ASPA)との差額分を受給できる。障害率が79%までの場合は、AAHに代わりASPAが支給される。

5. 自立生活加算(MVA: Majoration pour la vie autonome)

一定の条件を満たす場合に、AAH を補足する目的で支給される給付(自立生活加算(MVA))も存在している⁸。

(1)位置づけ

MVA は、次の要件を満たす者を対象に、AAH を補足して支給される税財源の給付である。障害に関連する費用(例えば、住宅の改修など)の一部にあてるための給付として位置づけられている。

(2)支給要件

MVA は、次の要件を満たす者に支給される。

－AAH(満額又は補足)を受給している(又は、障害補足手当(ASI)⁹を受給している)。

－恒久的に障害率が80%以上である。

－独立して住宅に住んでいる。

* 個人宅に住んでいる場合は、それがカップル(法律婚、事実婚、PACS)として住んでいる者の住宅である場合にのみ、独立しているとみなされる。

－住宅手当を受給している。

－賃金を得ていない。

(3)支給額

支給額は月額104.77€で、毎月支給される。ただし、施設入所等して60日以上経つと、支給は停止となる。

6. 障害補償給付(PCH: Prestation de compensation du handicap)

障害のある者の中には、障害福祉サービス等を必要とする者もいる。その費用をカバーする給付(障害補償給付(PCH))も用意されている。

(1)位置づけ

PCH は、障害の結果生じる特別な費用(例えば、福祉サービスの利用費や装具の購入費等)を保障するための給付で、日本の自立支援給付に類似する給付と位置付けられる。個人のニーズに合わせて支給される個別化された給付で、全国自立連帯金庫(CNSA)がその予算の一部を負担している。

(2)支給要件

PCH は、以下の要件を満たす者に支給される。

－障害の結果、重要な日常活動の1つを行うことが絶対的に困難である者、又は、重要な日常活動の少なくとも

⁸ 2019年11月までは、所得補足手当(Complément de ressources)も存在していたが、現在では廃止されている(経過措置は残っている)。

⁹ ASI は、障害者(invalide)で高齢者連帯手当を受給できる年齢に達していない者を対象に、社会保険から支給される手当。労働・稼働能力が3分の2以上減退していること、所得が一定以下(カップルの場合:月額1,400€、独身の場合:月額800€)であること等が支給要件となっている。

も2つを行うことに重大な困難がある者である。

－60歳未満である。

*ただし、60歳未満で既に支給要件を満たしている者や就労を継続している者は、60歳以降も受給が可能である。また、20歳未満の場合は、障害児養育手当を受給していることが要件となる。

－在宅の場合、フランスに住所がある。

*外国人の場合は、3か月以上の滞在が求められるが、当該外国人が学生である、又は、職業訓練を受けている場合は、3か月要件は不要とされる。

*施設入所の場合は、ベルギー、ルクセンブルク、ドイツ、スイス、イタリア、スペイン(CDAPHが決定)の施設に入所することも可能とされる。ただし、滞在期間は1年～5年で、滞在中は医療保険又は社会扶助による費用負担がなされる必要がある。また、フランス出国前にPCHの申請がなされていることが求められる。

PCHの支給には所得要件が課されていない点が、特に重要である。

(3) 手続き

PCHの支給を受けたい者は、住所地のMDPH(県障害者センター)に申請書を提出しなければならない。申請書が提出されると、MDPH内に設置された障害者権利自立委員会(CDAPH)が、通常、4か月以内に支給の有無を決定する。4か月以内に返答がない場合は、請求は却下されたものとみなされる。

(4) PCHの種類

PCHには、5つの種類が存在する(それぞれ支給上限がある)。1つめの人的支援は、介護サービスに係る費用を保障するものであり、家族介護に対する支給もある。2つめの技術的支援は、器具・設備等の購入・レンタルに係る費用を保障するものであり、3つめの住宅・交通に対する支援は、自宅や自動車の改修費、交通にかかる超過費用等を保障するものである。そして、4つめとして、障害に起因する費用であるが、他の項目でカバーされないものを保障するためのものとして、特別・例外的負担が用意されている。最後に、5つめとして、盲導犬・介助犬に係る費用を保障するためのものとして、動物による支援がある。

(5) 自己負担

PCHは、普遍的給付と位置付けられており、上述の通り、支給に当たり所得(収入)要件は課せられない。ただし、収入により異なる自己負担率が設定されており、収入(年額)が27,520.44€以下の者の自己負担は0%とされている一方、収入(年額)が27,520.44€を超える者は20%の自己負担を負う。もっとも以下のものは、収入には含まれないとされており、障害ゆえにかかる超過費用については、本人が負担するのは適当ではないとの考え方が示されている。

－本人の就労所得

－労災被害者及びその被扶養者に支給される一時金や給付、終身年金

－一定の代替所得(高齢・障害に対する給付など)

－配偶者(事実婚、PACSを含む)、同居し実際に支援を行っている家族支援者、両親(同居の場合)の就労所得

－終身年金(障害貯蓄契約や遺族年金)(本人又は両親・法定代理人・祖父母・強打姉妹・子が本人のために

設定したもの)

- 固有の目的を有する一定の社会給付(家族給付、住宅手当等)
- パラリンピックでメダルを取得したフランスチームの選手に国から支払われる報奨金

(6)有効期間

PCH の支給にも有効期間がある。ただし、障害の状態が改善しない場合は、無期とされており、そうでない場合にのみ、最大 10 年の有効期間が付される。

7. 統計

最後に、障害関連の給付の予算規模についても確認しておく。2017 年には、障害年金の支給に約 93 億€の予算が使われており、AAH の支給にも同じく約 93 億€の予算が使われている。障害年金と AAH とは、財政規模においてほぼ同じであり、両者が、障害者に対する所得保障の仕組みとして同程度の重要性をもって機能していることが窺える。

表6 障害関連の給付額(2017 年)

単位:百万€

	2017	17/16
		%
労災(AT-MP)¹	6,862	-1.9
代替所得	6,830	-1.8
労災年金	5,942	-0.7
アスベスト関係給付(ACAATA 及び indemnisations du FIVA ²)	687	-11.9
その他の給付 ¹	31	-24.3
障害(Invalidité)³	40,134	3.1
代替所得(年金)	9,297	5.9
成人障害者手当(AAH)	9,369	3.4
障害者への保障報酬(GRTH)	1,313	4.6
60歳未満を対象とする障害補償給付(PCH)・第三者補足手当(CTP) ⁴	1,715	2.2
障害児関連諸手当	1,021	6.1
障害者の通所・入所	14,975	1.5
ESAT, CRP(職リハセンター), CPO(再教育センター)	1,789	0.4
その他の障害関連給付	655	-1.6

1. 労災給付は、2018 年には 67 億€であった(2017 年比-2.4%)。2018 年の数値は、仮値。

2. アスベスト労働者の早期退職手当(Allocation de cessation anticipée d'activité des travailleurs de l'amiante)、アスベスト被害者補償基金(Fonds d'indemnisation des victimes de l'amiante)。

3. 障害関連給付は、2018 年には 410 億 1,700 万€に及んだ(2017 年比+2.2%)。2018 年の数値は、仮値。

出典:Drees, comptes de la protection sociale.

8. 終わりに

以上で、フランスの障害者所得保障制度の概要を確認してきた。障害者への所得保障において中心的な役割を果たしているのは、障害年金とAAHであるが、障害年金の仕組みが、「労働・稼働能力の喪失」を保障するものとして制度設計されているのに対して、AAHは障害者に対する「最低所得保障給付」として制度設計されている。「障害」の捉え方や、認定方法はそれぞれ異なっているものの、障害年金等の他の給付を受給できない者にはAAHが補足的に支給されることから、他に収入を持たない障害者(AAHが定義する障害者)が所得保障の面で何らの保障もない状況に置かれることはない。この点は、日本において無年金障害者の存在が課題とされていること(20歳以降に初診日のある障害者についてはこのリスクがある)に鑑みると、重要である。また、「労働・稼働能力の喪失」に対する給付である障害年金については言うまでもないが、AAHの支給に際しても「就労」の状況が考慮される点も、社会保障による所得保障と就労との関係が必ずしも明確ではない日本の障害年金制度の課題を考えるうえで、参照に値する。

社会保険の仕組みをとる公的年金制度の枠内で障害者に対する所得保障を行っている日本は、保険原理を修正しつつ(すなわち扶助原理も取り入れつつ)、障害者への所得保障を実現しようとしている。ただ、社会保険の仕組みを採用していることの限界(保険料の未払いに起因する無年金障害者の存在等)への対応は難しい。また、日本の障害年金制度は、基本的に障害を医学モデルの観点から捉えていることから、社会保障制度による所得保障と就労との関係も曖昧なものとなっている。こうした課題にどのように対応すべきかに関して、フランスの法制度から得られる示唆は多いと言えよう。

参考資料

永野仁美『障害者の雇用と所得保障－フランス法を手がかりとした基礎的考察』信山社(2013年)

社会保障法典(Code de la sécurité sociale)、社会福祉・家族法典(Code de l'action sociale et des familles)

<https://www.service-public.fr/> (最終閲覧:2022年5月8日)

<https://www.insee.fr/fr/statistiques/4277752?sommaire=4318291> (最終閲覧:2022年5月8日)